

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	10	府省庁名 経済産業省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 事業税（外形） <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
見直し項目名	上場株式等の自己株の公開買付の場合のみなし配当課税の特例	
見直し内容（概要）	平成22年3月31日までの特例措置として、上場株式会社及び店頭登録会社が公開買付により自己株式を取得した場合、みなし配当課税の規定（所得税法25条）は適用しないこと（株式譲渡時に譲渡益として課税）とされているが、本特例措置を廃止すること。	
関係条文	所得税（租税特別措置法9条の6、地方税法附則35条の2）	
廃止又は縮減の理由	上場会社等が自己株式の公開買付けを行う場合、従来は、公開買付けの金額が取得価額よりも小さいケースにおいて、譲渡損が発生しているにもかかわらずみなし配当分についての課税が発生するなど、市場取引での自己株取得（株主には譲渡益課税のみが発生）と比べ、株主に対する課税関係が不利な取扱いとなる可能性があった。このため、課税の中立性を確保し、我が国の上場会社等による円滑な自己株式の取得を促す観点から、本措置により、上場会社等が自己株式の公開買付けを行う場合のみなし配当について、株式の譲渡による所得として課税することとされた。 しかし、平成21年から上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算の仕組みが導入され、さらに平成22年からは、特定口座を通じた取引によって当該損益通算にあたって申告を不要とする仕組みが導入された。 この結果、上場会社等が自己株式の公開買付けを行う場合と市場取引で自己株取得を行う場合との間の課税の中立性の問題は解決されているため、本特例措置を延長する必要はないと考えられる。	
増収見込額	— 百万円	（単位：百万円）